



学校からの大切なお願い



子どもたちの安全を守るため、また、子どもたちの健全な社会性を育てるために、保護者の皆さまと協力して指導していきます。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

お願い① 「児童虐待に関する通告義務」について

児童虐待（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）は大きな社会問題です。

法律では、次のように学校の責務が記されています。

- 児童虐待の早期発見に努める。**
- 児童虐待と思われる事態が発生した場合は、速やかに通告する義務がある。**



お願い② 「器物損壊と費用弁済」について

故意、または、故意に近い状況で破損した場合に、修繕費用の弁済負担を保護者にお願ひします。

（例）

- ・ 白衣や図書の本をなくしてしまった。
- ・ 物を投げたり、振り回したりして、ガラスを割った。
- ・ 故意に、物を壊した。 など

お願い③ 「携帯電話やスマートフォン」について

山内小学校のルール



→学校へは持ってこない。

小学生には携帯電話を持たせないことが望ましいとされています。持たせる場合は、ご家庭で**厳格なルールづくり**が必要です。

お願い④

子ども同士による金銭授受をしないために

子どもたちの金銭授受についても

「行ってはいけない行為」です。

行われる背景には「金銭を持ち出せる環境」

「規範意識」「子どもたちの金銭感覚」

「いじめ問題」があると言われています。

ご家庭での見守りをお願いいたします。

【その他】

- 刃物（ハサミ、カッター、彫刻刀など）を、正当な理由なく携帯する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法違反にあたる犯罪になります。場合によっては、警察との連携が必要になることもなります。ご家庭でも刃物の扱いについて、よくお話しください。

※それぞれの詳しい資料は、学校 HP に載っていますのでご確認ください。